

山梨市有機農業推進計画

～環境負荷低減に向けた取組の推進～

令和8年3月

目次

1. 山梨市有機農業推進計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 定義	2
(4) 計画期間	2
2. 現状と課題	
(1) 山梨市の有機農業の現状	2
(2) 有機農業の課題	4
3. 有機農業の推進	
(1) 基本構想	5
(2) 推進にあたっての基本的な考え方	5
(3) 推進方法	5
4. 数値目標	7

1. 山梨市有機農業推進計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

山梨市は山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、北部は国道140号などを通じて埼玉県及び長野県に展開する北の玄関口として、また、JR中央線、中央自動車道を通じて都心より100km圏内に立地している。富士川水系・笛吹川とその支流河川が作り出した肥沃な土地の恩恵を受けて、なだらかな傾斜や平坦地を中心に県内有数の果樹地帯が広がり、年間を通して日照時間が長く降水量が少ないことに加え、盆地特有の内陸性気候が昼夜間の大きな寒暖差をもたらすことで高品質な果樹が生産されている。

令和4年7月には、隣接する甲州市、笛吹市を含む峡東地域が世界農業遺産に認定されるなど、ブランド化や6次産業化の基盤形成を積極的に図るとともに、観光業等他の分野との連携を強化し地域に密着した総合的な事業を実施することで、農林業を中心とした地域の活性化に取り組んでいる。また、生物多様性に富んでいることは世界農業遺産認定の際の評価の一つ要素であり、今後もそれを守り続け、持続可能な農業を目指している。

国においては、平成18年12月に有機農業の推進に関する法律(以下「有機農業推進法」という。)が制定され、有機農業の基本理念や有機農業を総合的に推進するための法的根拠となり、その翌年に「有機農業の推進に関する基本的な方針」が策定され有機農業の普及・拡大に向けた総合的な施策の基本的事項が示された。その後、国内外の新たな情勢変化に対応するため、令和2年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」が改定され、また、令和4年には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)が成立。耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25%、100万haに拡大するなどの目標を掲げ、2050年までの中長期計画として、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指すこととされた。

このような背景のもと、山梨県は有機農業の推進を実現するため、平成20年に「山梨県有機農業推進計画」(以下、県基本計画という。)を策定し、有機農業に関する技術の体系化や消費者の理解促進に取り組んできました。その後、令和3年には県基本計画の見直しを行い、有機農業に関する技術の体系化や消費者の理解促進に努めてきた。令和5年3月には「みどりの食料システム法」に基づき、県と市町村との共同で「山梨県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する計画」が策定された。こうして、県における有機農業の推進は、国の目標と県の施策を結ぶ連携の中で、より現場に密着した取り組みへと進み始めている。

本市においては、こうした国や県の動向を踏まえ、有機農業推進法に定める基本理念を地域の実情に即して具体化するべく、県市共同計画の枠組みのもとで取り組みを推進するため「山梨市有機農業推進計画」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、みどりの食料システム法に基づいて「山梨県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する計画」の趣旨を踏まえるとともに、「第二次山梨市まちづくり総合計画」を始め、他の分野の計画との整合性を図りながら、本市における有機農業や環境保全型農業の推進施策について、その方向性を示す計画と位置付ける。

(3) 定義

① 有機農業の定義

有機農業推進法において、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方法を用いて行われる農業」と定義されている。

本計画における「有機農業」は、有機農業推進法に準拠するものとし、有機農産物の日本農林規格(有機JAS)に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行う農業とする。

② 環境保全型農業の定義

本計画における「環境保全型農業」は農林水産省の環境保全型農業の基本的な考え方である「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」とする。

また、農業分野で土壌に炭素を貯留することにより大気中への二酸化炭素の排出を低減し、地球温暖化の抑制に貢献する4パーミル・イニシアチブの取り組みなどのも含める。

(4) 計画期間

県市共同計画との整合性を図るため、計画策定年度から令和12年(2030年度)までを計画期間とする。

なお、有機農業を含めた環境保全型農業を取り巻く情勢の大きな変化や、施策の推進状況によって見直す必要が生じた場合は、適時適切に検討する。

2. 現状と課題

(1) 山梨市の有機農業の現状

本市の耕作面積は、1,890ha(2020年農林業センサス)であり、そのうちブドウ、モモなどの果樹の作物作付面積(果樹栽培)は1,066ha(2020年農林業センサス)となっており、日本を代表する果樹生産地帯である。

果樹での有機農業は、化学合成農薬を使用しないため、病害虫が発生しやすく、出荷量の大幅な減少や果実の等級低下が収入に直結することから、普及が進んでいないのが現状である。

また、本市の野菜栽培の作物作付面積(野菜類)は、7.4haであり、耕作総面積の4%となっている。小面積での栽培が多く、周囲が果樹の慣行栽培で囲まれていることから、農薬の飛散防止対策を講じなければ有機農業の実施が困難であるため、果樹以外の野菜類でも有機農業の普及が進んでいない状況となっている。

そうした環境下においても、環境保全型農業直接支払交付金※を活用し、有機農業など、環境保全効果の高い営農の取り組みも一部で行われている。しかしながら、本市の有機農業の作付面積及び経営体数における割合は、極めて少ない状況である。

一方、果樹生産者の環境保全型農業への関心は高く、減化学肥料・減化学合成農薬の栽培技術について、県やJAの指導に基づき積極的に取り組んでいる。

また、令和3年に県が策定した「やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度」についてもJAの生産部会として認証を受けるなど、地域全体で環境負荷低減技術の導入に取り組んでいる。

※ 環境保全型直接支払交付金とは、

平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援。

ア)有機農業の取組内容

(表1)

令和2年度(2020年)		
有機農業の取組	285件	21,024a
水稲	4件	47a
野菜	8件	160a
果樹	279件	20,806a
その他	2件	11a

※2020年農林業センサスの回答。有機JAS認証の調査ではないため、広範な環境保全型農業として捉えた回答と推察される。

イ)環境保全型農業直接支払交付金取組実績抜粋(令和6年度) (表2)

対象活動	有機農業の取組主体(人)	取組面積(ha)
有機農業	2	1.5
交信攪乱剤※	140	58.5

※ 交信攪乱剤とは、人工的に合成された性フェロモンの特異的作用によって対象害虫の交尾を継続的に阻害し、害虫の発生を抑制する薬剤です。農薬取締法に基づき「農薬」として登録されているが、有機JASにおいても使用が認められている。

本市で有機JAS認証を獲得しているフルーツグローア―澤登(代表:澤登早苗氏)が参加している「牧丘有機農業研究会」では、令和3年度より地元で生産された有機野菜を市内小中学校の給食へ供給している。これにより、子供たちが環境保全型農業を知る契機と、食に対する意識の醸成を目指している。

ウ)学校給食への有機野菜提供実績 (表3)

	品目数	数量(kg)
令和3年度	4	349
令和4年度	6	1,051
令和5年度	1	12
令和6年度	4	266

エ)やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度の認証面積(表4)(令和6年度末)

	面積(ha)
アチーブメント認証	0.31
エフォート認証	708

※アチーブメント認証:実際の土壌への炭素貯留量の実績に基づいて認証

※エフォート認証:実施する取組について目標を定め、土壌への炭素貯留量が見込まれる計画を認証

(2)有機農業の課題

ア)生産に関すること

①慣行農業に比べて労働力が必要

化学合成農薬や化学肥料を使用しないため、害虫防除、雑草管理や土づくりに関する労働力が必要となる。

②栽培技術が確立されていない

栽培マニュアルが確立されておらず、生産者が有機農業に取り組むまでに難しきがある。また、品質や収量が安定せず、特に果樹栽培ではハードルが高い。

③地域等の理解について

有機農業に取り組む農業者は、周辺農業者や地域に対して、栽培や管理方法についての調整を図るなど、配慮した対応が求められる。

④農薬飛散防止ネットについて

周囲が果樹の慣行栽培であるため、農薬の飛散を防ぐためのネット利用が広範囲で求められる。

イ)有機農産物の流通・販売に関すること

①販路の拡大

有機農産物の生産量が少ないことから販路が十分でなく、購入できる場所も限られているため、消費者が購入する機会が少ない状況である。また、生産量や規格が安定しないため、一定量が必要な小売事業者や飲食・学校等においては、取り扱いにくい傾向にある。

ウ)消費者等の意識に関すること

①有機農業への理解

有機農業等は環境への負荷を低減する農業であり、持続可能な農法であること、また、慣行農業に比べ、労働力やコストが掛かること、品質が揃わず収量も減少することなどへの理解促進を図る必要がある。

3. 有機農業の推進

(1)基本構想

本市における有機農業は、環境型保全農業においての一つの手段であり、その振興は、従来の農業政策を否定するものではなく、すべての生産者および消費者の主体性を尊重しながら進めていく。特に、果樹栽培においては、引き続き、環境保全型農業を推進しつつ、有機農業を目指す生産者については、生産安定に向けた支援を行うとともに、消費者と結び付けるよう支援していくことを基本理念とする。その上で、持続可能な農業の発展を推進していく。

(2)推進にあたっての基本的な考え方

有機農業の推進に際しては、農業経営の安定を考慮すると同時に、環境負荷の軽減を図る持続可能な農業の実現を目指す。

まずは、地域内の有機性資源の有効活用を促進し、従来の慣行栽培における化学肥料や化学合成農薬の使用低減を通じた「環境保全型農業」の展開を進め、将来的に化学肥料および化学合成農薬を使用しない「有機農業」への段階的移行を目指していく。

(3)推進方法

有機農業の推進においては、「人材の育成」、「産地の形成」、「販売機会の拡充」、「消費者および関係者の理解の促進」の四つを推進方策の中核に据え、国や県、関係団体との連携を強化しながら、持続可能な有機農業の実現を目指す。

ア)人材の育成

①生産者の紹介	有機農業を希望される方に対して、有機農業生産者を紹介し、円滑な就農に繋げる。
②栽培技術の普及	ニーズに応じて栽培技術に関する知見やノウハウを持つ人材の紹介・斡旋・育成に努める。
③学生連携	学生との連携により、早い段階で有機農業の理解を深め、新たな技術の発展や情報発信などへの貢献を期待する。

イ)産地の形成

①環境保全型農業の取組	減化学肥料・減化学合成農薬による環境保全型農業を推進するとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農業者の営農活動を支援する。
②圃場の集約	慣行栽培ほ場から飛散する化学合成農薬がつかない環境として、慣行農業地域から隔離できる地域または場所に有機農業は場を集約する。
③有機性資源の循環利用	堆肥や緑肥、剪定枝など、地域で得られる資源を最大限活用する。
④温室効果ガスの排出量削減	草生栽培や剪定枝を炭化して土壌に還元することにより二酸化炭素の大気中への放出を抑制する4パーミル・イニシアチブの取り組みを推進する。

ウ)販売機会の拡充

①地域内の流通促進	農業者と小売業者や飲食店を結びつけ、不安定な収穫量でも受け入れてもらえる販売店を確保する。
②給食との提携強化	学校給食に有機食材を安定供給することで、新たな需要を喚起する。
③地域外の流通促進	環境負荷軽減の取り組みに関心の高いエシカル層や社会貢献に取り組む企業などへの販売促進のためのPRを行う。

エ)消費者への理解促進

①有機農業の魅力発信	有機農業の特徴である自然循環機能の促進や環境負荷の低減、さらには生物多様性の保全に貢献する点を、ホームページやイベントを通じて広く周知する。
②取組の見える化	有機JAS認証を受けた有機農産物や、4パーミル・イニシアチブなどの環境負荷を低減して生産された農産物にはそれぞれの認証制度があるため、積極的に制度を活用し、差別化

	を進めることで、付加価値の向上を図る。
③交流の場の提供	生産者と消費者等の交流の場を提供することで、有機農業の魅力や価値を消費者等へ伝える環境づくりに取り組む。
④学校での食育活動	小中学校での授業や給食を通じて、有機農業の重要性を次世代に伝える。

4. 数値目標

次の4項目の目標を設定し、令和12年度を目標とする。

- ①有機農業給食利用:266kg→1,500kg
- ②環境保全型農業直接支払交付金取組(取組面積):60ha→60.5ha
- ③環境保全型農業直接支払交付金取組(うち有機農業取組面積):1.5ha→1.625ha
- ④やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度の取組面積:708ha→710ha

	R7 (R6末)	R8	R9	R10	R11	R12
有機農業給食利用(kg)	266	500	800	1,000	1,300	1,500
環境保全型農業直接支払交付金取組面積(ha)	60	60.1	60.2	60.3	60.4	60.5
環境保全型農業直接支払交付金取組面積のうち有機農業取組面積(ha)	1.5	1.525	1.55	1.575	1.6	1.625
やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度の取組面積(ha)	708	708.4	708.8	709	709.5	710